

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年六月一日法律第五四号)

一、提案理由(平成一七年四月一五日・衆議院国土交通委員会)

北側国務大臣 ただいま議題となりました通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

近年、国際交流の増進、我が国経済の活性化の観点から、観光立国に向けての戦略的な取り組みが必要とされている中で、小泉内閣総理大臣は、平成十五年一月の施政方針演説において、日本を訪れる外国人観光旅客を平成二十二年までに一千万人にするという目標を打ち出したところでございます。これを受けて、我が国の言語、習慣等にふなれな外国人観光旅客が支障なく観光を楽しめるようにするとともに、国内の各観光地の魅力向上を促していく等、外国人観光旅客の受け入れ環境の整備を図ることが喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、通訳案内業に係る免許制の登録制への緩和等を通じた外国人観光旅客に対する接遇の向上を図るとともに、地域の民間による創意工夫を生かした観光の振興を促進する等の措置を講ずることにより、外国人観光旅客の我が国への来訪を促進するための法律案を、このたび提案することとした次第でございます。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、通訳案内業の免許制について、その資格要件である国家試験の実施基準を明らかにしつつ、通訳案内士の登録制に緩和するとともに、業務の適正確保のための措置を講じることとしております。

第二に、市町村の作成する地域観光振興計画に位置づけられた観光振興に関する事業を民間が行う際の地方財政法の特例その他の措置を設けることとしております。

第三に、外国人観光旅客の利用が見込まれる公共交通事業者等の事業に係る路線等について、外国語等による情報提供の促進に関する計画の策定、実施を義務づけることとしております。

第四に、都道府県の区域において、報酬を得て通訳案内を業として行う地域限定通訳案内士の資格を設け、都道府県知事はその資格要件である試験を実施できることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由でございます。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一七年四月二一日)

橘康太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳案内業に係る参入規制の緩和、

民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は、

第一に、通訳案内業の免許制を登録制に改めるとともに、業務の適正確保のための措置を講ずること、

第二に、民間団体が、国の認定を受けた事業計画に従って行う地域観光振興事業について、支援措置を講ずること、

第三に、公共交通事業者等に対し、多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる区間について、外国語等による情報提供促進措置の実施を義務づけることなどであります。

本案は、去る四月十四日本委員会に付託され、翌十五日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一七年六月三日）

田名部匡省君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、観光立国の実現に向けて、外国人観光旅客の来訪を促進するため、通訳案内業に係る免許制から登録制への緩和等を通じた外国人観光旅客に対する接遇の向上、民間団体による創意工夫を生かした地域観光振興事業の促進、地域限定通訳案内士の創設等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、通訳案内業法改正の目的及び時期の妥当性、無資格通訳ガイドの現状と対策、地域観光振興事業に対する支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。